

# 下関市総合計画

Shimonoseki City Master Plan

## [第7章]

### 市民も企業も行政も みんなで担える元気なまち

- 第1節 開かれた行政への取組
- 第2節 市民活動支援の推進
- 第3節 行政機能の充実及び行財政運営の効率化
- 第4節 人権教育・啓発活動の充実
- 第5節 男女共同参画の推進



# 第1節 開かれた行政への取組

## 《現状と課題》

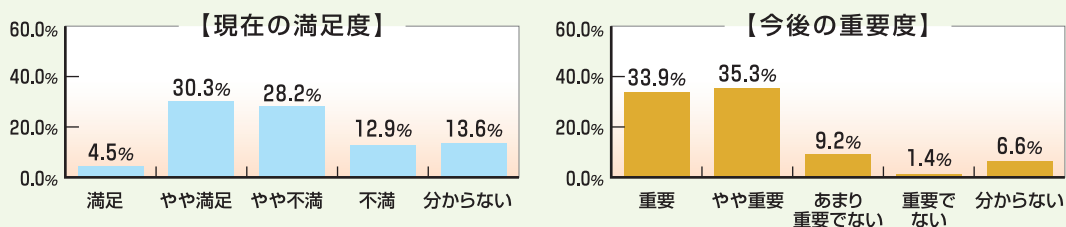
市民と行政の協働のまちづくりを進めるには、市政の情報を市民にわかりやすく知ってもらうとともに、市民の声を行政プロセス<sup>1</sup>に的確に反映していくしくみを確立する必要があります。

本市では、ホームページ<sup>2</sup>を活用した行政手続きのオンライン化<sup>3</sup>をはじめ、市報「かがやき」等による広報活動、「下関市市民協働参画条例<sup>4</sup>」に基づく市民と行政の情報共有に努め、開かれた行政を目指し積極的に取り組んでいます。

また、開かれた行政を展開していくには、情報公開制度<sup>5</sup>の充実と併せて、個人情報の保護に努めるとともに、市民の市政への関心を高める取り組みが必要です。

■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度 (回答者…2,430人)

### 市民参画の推進、広報活動・情報公開制度の充実など



※無回答者の割合は省略しているため、総和は100%になりません。

1 プロセス:手順。過程。経過。

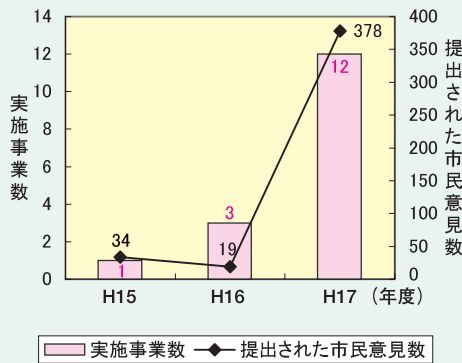
2 ホームページ:インターネット上で公開されている文字や画像、音声、動画等により構成される文書。または、その文書の先頭のページのこと。web(ウェブ)サイト、web(ウェブ)ページと同義語。

3 オンライン化:インターネットを中心とした情報通信技術の活用によって、広範な行政情報の提供や行政手続きに係る市民・企業の負担軽減等の要請に的確に対応するなど、行政サービスの質的向上を図るもの。

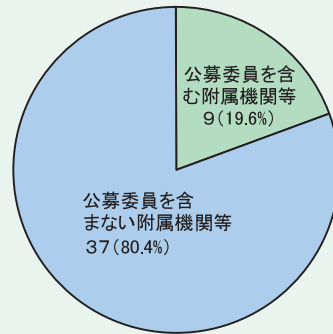
4 下関市市民協働参画条例:行政プロセス(施策の立案、実施、評価という一連の過程)への市民参加と、まちづくりの主人公である市民の社会的な活動を促進するための基本的なルールを定めた条例。

5 情報公開制度:市の保有している公文書を、請求に応じて公開することにより、市政への市民参加の推進と市民の信頼確保を図り、一層公正で開かれた市政を推進しようとするもの。

## ■パブリックコメント<sup>6</sup>の実施状況



## ■審議会委員の公募実施率（平成16年度）



資料：下関市市民文化課

## 《基本方向》

- 市民参画による開かれた行政を実現するため、広報広聴活動の充実により、情報公開の推進を図ります。
- 市民ニーズ<sup>7</sup>を的確に把握し、市政に関する最新の情報を迅速に提供できるよう、広報紙等の充実やマスメディア<sup>8</sup>の活用、また、誰もが容易に市政に関する情報を入手できる情報発信の方法を充実させるとともに、市民のプライバシー<sup>9</sup>が侵害されないよう個人情報の保護に努めます。

## 《施策体系図》

開かれた行政への取組

行政情報化の推進

市民参画の推進

広報広聴活動の充実

地域審議会の運営

情報公開の推進

<sup>6</sup> **パブリックコメント**:市の基本的な施策等を決定する過程において、その施策等の案を広く市民に公表し、これに対して市民から提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方等を公表するとともに、その市民から提出された意見等を考慮して当該施策等の決定を行う一連の意見募集に関する手続き。

<sup>7</sup> **市民ニーズ**:市民の要求、需要。

<sup>8</sup> **マスメディア**:不特定多数の受け手を対象に、大量に情報を伝達する媒体のこと。新聞、雑誌、書籍、テレビ、ラジオ、映画、ビデオやオーディオなどがあげられる。

<sup>9</sup> **プライバシー**:個人が、自己に関する情報を、同意なく他人が知ることから守る権利。

## 《各事業の方向》

### 1 行政情報化の推進

#### (1) 電子自治体<sup>10</sup>の推進

市民生活における教育、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、地域イントラネット<sup>11</sup>を構築し、市内の学校、図書館、公民館、市役所、総合支所<sup>12</sup>等を、光ファイバー<sup>13</sup>網等で高速・超高速で接続する情報ネットワーク<sup>14</sup>化を図ります。

また、市民への情報通信サービスの提供とともに、行政面においては、IT<sup>15</sup>を活用した行政事務の省力化と効率化を図るため、ワンストップサービス<sup>16</sup>や公共情報端末の整備に努め、行政内部の電子自治体化を推進します。

### 2 市民参画の推進

#### (1) パブリックコメント等の推進

「下関市市民協働参画条例」に基づき、市民の市政への参画を促進するため、説明会の開催、アンケートの実施、ワークショップ<sup>17</sup>の開催、各種審議会を設置、パブリックコメントの実施等を効果的に行います。

### 3 広報広聴活動の充実

#### (1) 広報活動の充実

市民に市政に関する最新の情報を迅速に提供できるよう、市報「かがやき」、点字市報、声の市報等の発行やホームページによる広報とともに、テレビ、新聞など各種マスメディアの特性を活かした効果的な広報を行います。

#### (2) 広聴活動の充実

市長へのはがき、電子メール、手紙、FAX、電話、市民ふれあいティータイムの開催

<sup>10</sup> 電子自治体:情報通信技術を活用し、行政サービスが提供できる自治体。例えばインターネットを利用して、いつでも、どこからでも申請や届出ができるようになるなど、便利で質の高いサービスを提供することが可能になる。

<sup>11</sup> 地域イントラネット:地域の教育、行政、福祉、医療、防災等のサービスの高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などの公共施設を高速・超高速で接続するネットワークのこと。なお、イントラネットとは、インターネットの通信技術等を利用して作られた組織内ネットワークのこと。

<sup>12</sup> 総合支所:管理部門を除き、原則として、合併前の各町のひとつおりの行政機能が確保された支所。

<sup>13</sup> 光ファイバー:超高速通信の伝送方式のこと。髪の毛よりも細いガラス繊維の超透明なケーブルを使って通信する方式で、従来の電話線に使われている銅線の数百分の1の太さで1000倍以上の情報量を伝送することができる。

<sup>14</sup> 情報ネットワーク:インターネットに代表される双方向かつ多様な情報伝達のこと。

<sup>15</sup> IT:コンピューター関連の基礎技術から応用技術までのこと。ITは、「情報技術」を英訳した「Information Technology」の略語。

<sup>16</sup> ワンストップサービス:複数の行政サービスを1つの窓口で、まとめて受けることができる機能のこと。

<sup>17</sup> ワークショップ:参加者みんなが議論したり、モノを見たり、実際に何かを作り上げたりと、共通の体験をしながら、共同で提案や計画をつくりあげること。

等を通じ、できるだけ多くの市民から意見、提案を聴くようにするとともに、情報の伝達を双方向型にして、各施策に反映していくシステムを構築します。

## 4 地域審議会<sup>18</sup>の運営

### (1) 新市建設、施策の推進に関する審議

旧町ごとに組織される地域審議会を運営し、地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスの実現を図ります。

## 5 情報公開の推進

### (1) 情報公開制度の充実

市政の情報を市民に適切に公開するしくみの充実を図ります。また、市民のプライバシーが侵害されないよう、本市が保有する個人情報に適切に取扱うとともに、開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護します。

### 《主要な事業》

事業	事業概要	事業主体
行政情報化の推進	<b>電子自治体の推進【再掲】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>各庁舎、公共施設間の情報ネットワークの整備</li> <li>ワンストップサービスの実現【再掲】</li> <li>公共情報端末等の整備【再掲】</li> </ul>	民間・市 市 市
市民参画の推進	<b>パブリックコメント等の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種審議会委員公募の推進等</li> </ul>	市
広報広聴活動の充実	<b>広報活動の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙等の充実</li> <li>ホームページの充実</li> <li>マスメディアの活用</li> </ul>	市 市 市
	<b>広聴活動の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市政懇談会等の実施</li> <li>行政モニター制度<sup>19</sup>の充実</li> </ul>	市 市
地域審議会の運営	<b>新市建設、施策の推進に関する審議</b>	市
情報公開の推進	<b>情報公開制度の充実</b>	市

<sup>18</sup> 地域審議会: 合併後も地域住民の声を反映したきめ細かな行政サービスを実現させるため、合併前の市町の協議により、旧市町の区域を単位として設置することのできる審議機関。本市では旧4町にそれぞれ設置されている。

<sup>19</sup> 行政モニター制度: 事業者、消費者、学識経験者など地域の幅広い層から選定した方々から、行政の施策等に対する意見を伺う制度のこと。広義においては、一般市民からのパブリックコメントや電子メールによる意見聴取制度も含む。

## 第2節 市民活動支援の推進

### 《現状と課題》

本市の市民活動は活発化しており、市で把握している市民活動団体数は、平成18年4月現在で約160団体を数え、その活動は、福祉、まちづくり、子どもの健全育成、環境保全等さまざまな分野に広がりを見せています。

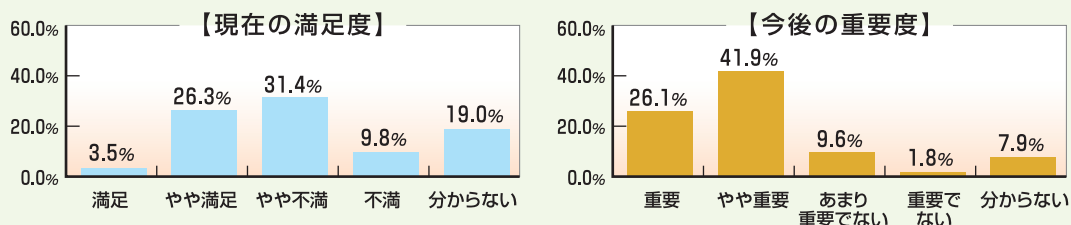
こうした市民の活動は、地域を担う大きな柱としてとらえ、市民活動を促進することにより、市民と行政が協働して市民生活の充実を図ることが、これからのまちづくりに特に重要と考えられます。

そのためには、市民の自己実現や生きがいづくりが、結果として地域活動・社会貢献につながる状態をつくることが望まれます。

また、社会への参加意欲が比較的強いといわれる団塊の世代の人々が、定年を機に地域で活躍できるしくみや体制をつくることも求められています。

#### ■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度 (回答者…2,430人)

##### コミュニティ<sup>1</sup>活動、ボランティア<sup>2</sup>活動への支援など

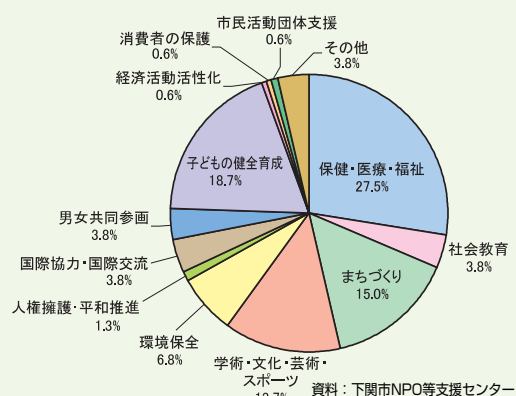


※無回答者の割合は省略しているため、総和は100%になりません。

#### ■ 市民活動分野別登録団体の状況 (平成18年3月末)

(単位: 団体)

分野別登録団体	団体数
保健・医療・福祉	44
社会教育	6
まちづくり	24
学術・文化・芸術・スポーツ	22
環境保全	11
人権擁護・平和推進	2
国際協力・国際交流	6
男女共同参画	6
子どもの健全育成	30
経済活動活性化	1
消費者の保護	1
市民活動団体支援	1
その他	6
計	160



<sup>1</sup> コミュニティ: 地域社会を意味する語。コミュニティ活動: 自治会・町内会・婦人会などの地域団体活動や、地域におけるボランティア活動など。

<sup>2</sup> ボランティア: 自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

## 《基本方向》

- 市民のコミュニティ活動及びまちづくりに関するボランティアやNPO<sup>3</sup>等の活動が活発に展開されるよう、地域の連帯感の醸成とまちづくりに対する市民意識の啓発、まちづくり活動の指導者の養成、活動の拠点となる施設整備等に努めます。

## 《施策体系図》

市民活動支援の推進

市民活動の場の確保

市民活動組織の育成支援

市民参画の促進

## 《各事業の方向》

### 1 市民活動の場の確保

#### (1) 市民活動拠点施設の整備

さまざまな分野で市民活動を促進するため、市民が自主的に活動できる場として、既存公共施設の有効活用をはじめ、市民活動拠点施設の整備等、市民活動の場の充実、強化に努めます。

#### (2) 地域コミュニティ活動の場の確保

市民の生涯学習<sup>4</sup>ニーズや活動状況を踏まえ、公民館等の未整備地区の解消、既存の公民館の老朽化等に応じた施設の更新に努めます。

市民相互の連帯感及び世代間の交流を深めるため、下関市民センター等コミュニティ施設の利用を促進することにより、明るいまちづくりの形成を促す場を提供します。

### 2 市民活動組織の育成支援

#### (1) ボランティア・NPO等の育成及び活動の支援

行政と市民活動団体とが連携したまちづくりを進めるため、各種情報の提供、ネットワーク<sup>5</sup>化の促進を図り、市民活動団体の育成・支援等を行い、NPO・ボランティア活動の活性化を推進します。

<sup>3</sup> NPO: Non-Profit Organizationの略称。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、さまざまな分野における営利を目的としない、住民の自発的な意思による活動団体。

<sup>4</sup> 生涯学習 自己の啓発や充実のためや、生活の向上、職業上の能力の向上などのために、自分の自発的な意志に基づいて、自分に適した手段や方法によって生涯にわたって行う学習活動のこと。

<sup>5</sup> ネットワーク 網状につながったもの。またはつながりのこと。

また、自治会や地域コミュニティ組織による市民活動の活性化を図るため、市民自治組織の育成・支援を推進します。

### 3 市民参画の促進

#### (1) 市民活動促進基本計画の推進

市民の市政への参画及び市民のまちづくりへの参画を図るため、平成18年3月に策定された「市民活動促進基本計画」に基づき、まちづくりに自主的に取り組む公益的活動を育成し、活動の主体となる市民一人ひとりが自主的かつ主体的に市民活動に取り組める環境整備を行います。

#### 《主要な事業》

事業	事業概要	事業主体
市民活動の場の確保	<b>市民活動拠点施設の整備</b> <b>地域コミュニティ活動の場の確保</b> ・公民館等の整備【再掲】	市
		市
市民活動組織の育成支援	<b>ボランティア・NPO等の育成及び活動の支援</b> ・市民自治組織の育成・支援	市
市民参画の促進	<b>市民活動促進基本計画の推進</b>	市



市民参画（ワークショップ）



## 第3節 行政機能の充実及び行財政運営の効率化

### 《現状と課題》

平成12年の地方分権一括法<sup>1</sup>を背景に、国から地方自治体への権限移譲<sup>2</sup>が進められてきました。

本市においては、平成17年10月1日の中核市<sup>3</sup>への移行にともない、多くの権限が移譲され、充実した市民サービスの提供と効率的、効果的な新しい行財政運営システムの確立が求められています。

本市の財政状況は、別表「財政収支の推移」に見られるとおり、合併前の旧1市4町普通会計決算単純合計並びに合併後の新市決算において、実質収支は黒字を保っており、「収支均衡」に配慮した財政運営を継続的に実施しています。

しかしながら、本市の特徴として、地方税を主とした自主財源が乏しく、国等に依存した財政構造になっていることが自主財源比率からうかがうことができます。

また、地方税が伸び悩む中での、義務的経費である扶助費の急激な伸びにより、財政の弾力性を示す経常収支比率は悪化の傾向をたどっています。

このような状況にあっても起債制限比率が横ばいを保っていることは、普通建設事業などのハード事業から、福祉・医療等にかかる扶助費などの人的サービスにかかるソフト事業に財政支出の比重を移し、これにより地方債発行額を縮小させてきたことによるもので、財政の健全化に向けた自助努力にも取り組んでいます。

合併まもない本市の財政運営を展望するにあたっては、別表「人口一人当たり歳出額」に見られるように、合併による経費削減効果等のスケールメリットが活かされていない現状を踏まえ、今後は、類似団体との比較による財政分析をより重視し、中核市にふさわしい財政基盤の確立を図っていくためにも、合併によるスケールメリットを活かした行政改革の推進をはじめとする経常経費の削減や事務事業の見直し等、一層の効率化に努める必要があります。

このような財政状況の中、最少の経費で最大の効果を上げる組織づくりに努めるとともに、高い顧客意識に立った組織づくり、民間の経営感覚の導入等を推進し、市民生活をはじめ、本市の産業活動に活力をもたらし基盤となる行財政運営を確立する必要があります。

<sup>1</sup> 地方分権一括法：地方分権の推進を図るための関係法律の整備にかかわる法律のこと。地方分権推進計画に基づき、機関委任事務制度の廃止や国の関与・必置規制の見直し等に係る関係法律を一括法の形式により整備したもの。

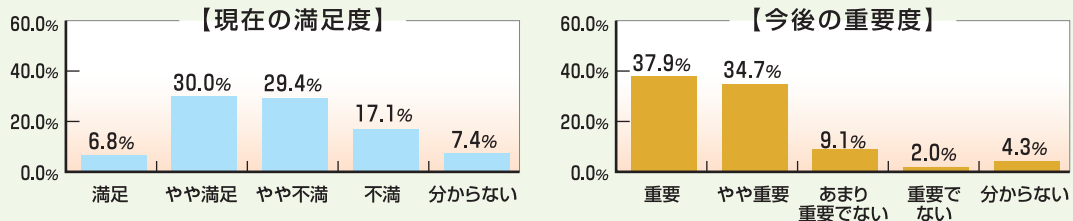
<sup>2</sup> 権限移譲：法令上都道府県の仕事となっている事務のうち、市町村が行うべきと判断されたものについて、条例を定めて、市町村がその事務を行えるようにすること。

<sup>3</sup> 中核市：政令指定都市以外の市で、人口が30万人以上で、比較的大きな規模や能力を持つ市の事務権限を強化し、できるだけ市民の身近で行政を行うことができるよう、政令で指定された都市のこと。

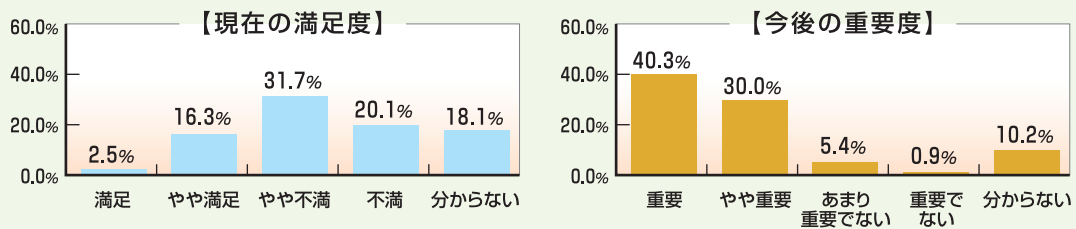
## ■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度

(回答者…2,430人)

### 行政機能の充実：庁舎等の整備、窓口サービスの充実など



### 行財政運営の効率化：行政組織の見直し、行政評価<sup>4</sup>の活用、事務の効率化など



※無回答者の割合は省略しているため、総和は100%になりません。

## 《基本方向》

- 地方分権を推進し、自らの判断と責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう、市民の利便性に配慮した行政組織の編成、情報化による行政事務の効率化等を推進し、市民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会の構築を図ります。
- 財政面については、国・県の制度を活用した財源の確保や経常的経費の抑制を図るほか、財政運営の透明化と市民への公開、民間活力による社会資本整備等、健全な財政運営を推進します。

## 《施策体系図》

行政機能の充実及び行財政運営の効率化

行政機能の充実

行財政の健全化

<sup>4</sup> 行政評価：行政の仕事の目的を明確にしなが、活動の成果を数値で表し、評価する制度のこと。

## 《各事業の方向》

### 1 行政機能の充実

#### (1) 本庁舎の建設

現在の本庁舎は老朽化が進み、執務環境が悪化しており、これを改善し、高度情報化や多様な市民ニーズ<sup>5</sup>に的確に対応するため、広域的な行政機能拠点施設としての新たな本庁舎の建設を検討します。

#### (2) 総合支所<sup>6</sup>の運営

総合支所については、市民サービスの充実及びそれぞれの地域の特性を活かした地域振興を図る総合行政機関としての機動性のある運営に努めます。

### 2 行財政の健全化

#### (1) 組織、機構の見直し

行政運営の効率化や業務改革、行政サービスの向上のため、「新・下関市行政改革大綱<sup>7</sup>」に基づき行政改革を推進するとともに、社会情勢に即応した組織・機構の見直し及び事務改善の推進を図ります。

#### (2) 定員適正化の推進

組織、機構の見直しとともに、行政サービスの低下を招くことのないようにするための事務・事業の見直しを踏まえ、定員適正化を推進します。

#### (3) 財政運営の健全化

行政需要の増大の中で、自主的・主体的かつ総合的な財政運営の健全化を図るため、人件費<sup>8</sup>を含む経費全般について見直しを行い、その節減とともに、予算の厳正な執行に努めます。

具体的な取り組みとしては、合併に伴う行政組織の統合による人件費の節減や、スケールメリットを活かした業務の効率化、事業の重点化を行い、限られた財源の重点的な配分と経費支出の効率化に徹し、国の制度改正の動向や、社会・経済情勢に的確に対応した機動的・弾力的な運営に努めます。

また、地方債の発行を抑制することは、後年度における市債の償還費用が他の歳出を圧迫する状況を軽減し、将来における財政構造の弾力性を確保することにつながることから、地方債残高の減少に努めます。

<sup>5</sup> 市民ニーズ:市民の要求。需要。

<sup>6</sup> 総合支所:管理部門を除き、原則として、合併前の各町のひとつの行政機能が確保された支所。

<sup>7</sup> 新・下関市行政改革大綱:1市4町の合併と中核市への移行を踏まえ、充実した市民サービスの提供と効率的・効果的な新しい行財政運営システムを確立するための指針。平成17年11月25日に策定された。

<sup>8</sup> 人件費:職員などに勤労の対価、報酬として支払われる経費。

平成15年より国・地方あげて取り組まれている三位一体の改革により、補助金等、国からの移転財源が縮小される反面、自主財源である地方税について、国(所得税)から地方(個人住民税)への大幅な税源移譲が実施されることから、市税収納環境の整備や、市民に対する納税意識の高揚を図ることに努めるほか、公平性の確保の観点から、徴収対策の一層の強化を図り、市税の収納率の向上を目指します。

さらに、一般会計、特別会計、企業会計及び公社、第3セクター等を含む市の公会計全体にかかる連結貸借対照表等の財務書類を整備し、自らの財政状況についてより積極的に情報を開示することにより、財政の透明性の確保、説明責任の一層の履行を図り、市民の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進します。

また、経営感覚のある財政運営への取り組みの一環として、PFI(民間活力による社会資本整備)手法や指定管理者制度を活用した民間委託等の推進、地方独立行政法人制度の活用並びに第3セクター等の見直しを推進します。

なお、行政機能の停滞や損害の発生を未然に防止し、またその影響を軽減するため、計画的かつ継続的にリスク<sup>9</sup>を管理することで、行財政運営の安定化及び効率化を図り、市政に対する地域社会や市民の安心感・信頼感を高めます。

#### (4) 行政情報化や行政評価の活用等による事務の効率化の推進

市民ニーズが多様化、高度化し、限られた行財政資源の有効活用が求められる中、行政活動に対する市民満足度の向上、説明責任の遂行につながる効果的で効率的な行財政運営を目指すため、行政評価システムの推進・運営を行います。

### 《主要な事業》

事業	事業概要	事業主体
行政機能の充実	<b>本庁舎の建設</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域的な行政機能拠点施設としての新たな本庁舎の建設</li> </ul>	市
	<b>総合支所の運営</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民サービスの充実及びそれぞれの地域の特性を活かした地域振興の推進</li> </ul>	市
行財政の健全化	<b>組織、機構の見直し</b>	市
	<b>定員適正化の推進</b>	市
	<b>財政運営の健全化</b>	市
	<b>行政情報化や行政評価の活用等による事務の効率化の推進</b>	市

<sup>9</sup> リスク:組織の機能が停滞したり、組織運営が不安定になるような、有形・無形の損害を被る要因。

■別表

〔財政収支の推移(注<sup>1</sup>普通会計)〕

(単位:百万円)

	注 <sup>2</sup> 13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	注 <sup>3</sup> 人口一人当たり(円)		
	旧 1 市 4 町 合 計			新 市		下関市	注 <sup>4</sup> 類似団体	差異
A 歳入歳出差引額	3,133	4,309	4,178	3,764	3,878	13,354	6,445	6,909
B 翌年度繰越財源	795	799	480	222	406	1,399	1,438	△ 39
C 実質収支(A-B)	2,338	3,510	3,698	3,542	3,472	11,955	5,007	6,948
D 単年度収支 (C-前年度C)	△ 740	1,172	188	注 <sup>5</sup> 3,542	△ 70	△ 242	△ 146	△ 96
E 積立金	133	104	346	5	2	8	2,455	△ 2,447
F 繰上償還金		78						
G 積立金取り崩し額	128	102	157	1,750	250	861	3,773	△ 2,912
H 実質単年度収支 (D+E+F-G)	△ 734	1,252	377	1,797	△ 318	△ 1,095	△ 1,464	369

〔歳入〕

(単位:百万円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	人口一人当たり(円)			
	旧 1 市 4 町 合 計			新 市		下関市	類似団体	差異	
自主財源	地方税	34,769	34,420	33,240	33,172	33,791	116,374	137,890	△ 21,516
	分担金・負担金	1,254	1,260	1,071	1,031	982	3,382	2,280	1,102
	使用料・手数料	6,512	5,818	5,840	5,743	5,562	19,155	8,890	10,265
	財産収入	2,319	3,724	2,936	3,407	3,081	10,611	873	9,738
	寄附金・繰入金・ 諸収入・繰越金	8,945	8,281	9,339	12,969	9,481	32,653	30,701	1,952
	小計	53,800	53,504	52,425	56,321	52,897	182,175	180,634	1,541
依存財源	譲与税・交付金	7,914	5,860	6,004	6,967	7,219	24,862	25,514	△ 652
	地方交付税	26,732	26,617	25,139	24,692	25,981	89,476	37,026	52,450
	国庫支出金	15,737	14,996	15,193	14,812	16,276	56,054	39,955	16,099
	県支出金	6,031	6,577	6,561	6,464	5,160	17,772	9,206	8,566
	地方債	13,167	17,740	17,077	13,988	11,706	40,313	23,703	16,610
小計	69,582	71,790	69,975	66,924	66,342	228,477	135,404	93,073	
歳入合計	123,382	125,294	122,400	123,245	119,239	410,652	316,038	94,614	
自主財源比率	43.6%	42.7%	42.8%	45.7%	44.4%	44.4%	57.2%	△ 12.8P	

## ■別表(つづき)

### 〔歳出〕

(単位:百万円)

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	人口一人当たり(円)		
		旧 1 市 4 町 合 計			新 市		下関市	類似団体	差異
義務的経費	人件費	22,662	20,854	20,959	24,701	23,451	80,764	63,895	16,869
	うち職員給	15,005	14,428	14,121	16,426	16,501	56,829	46,218	10,611
	扶助費	16,344	17,222	18,468	19,385	19,916	68,589	56,572	12,017
	公債費	13,761	14,083	14,062	14,431	14,254	49,091	37,196	11,895
	小計	52,767	52,160	53,489	58,517	57,621	198,444	157,663	40,781
その他	物件費	11,647	11,652	12,300	13,457	12,206	42,036	38,884	3,152
	維持補修費	1,813	1,538	1,425	1,348	1,616	5,565	5,492	73
	補助費等	8,970	8,423	8,805	5,230	5,329	18,354	18,717	△ 363
	うち一部事務組合	4,123	3,912	4,051	399	414	1,427	2,509	△ 1,082
	上記以外	4,847	4,511	4,755	4,831	4,915	16,927	16,208	719
他	繰出金	12,675	12,364	12,389	13,395	13,156	45,310	31,216	14,094
	積立金	1,514	532	588	17	10	36	4,259	△ 4,223
経費	投資・出資・貸付金	2,996	2,719	2,648	2,809	4,189	14,426	12,735	1,691
	投資的経費	27,866	31,596	26,578	24,707	21,234	73,128	40,224	32,904
費	うち普通建設事業費	27,392	31,485	26,180	24,155	21,049	72,493	39,872	32,621
	うち災害復旧事業費	473	111	399	552	184	634	351	283
	小計	67,481	68,826	64,733	60,964	57,740	198,855	151,527	47,328
歳出合計		120,249	120,985	118,223	119,481	115,361	397,299	309,190	88,109
義務的経費比率		43.9%	43.1%	45.2%	49.0%	49.9%	49.9%	51.0%	△ 1.0P

※ 表示単位未満の数値は四捨五入したため内訳の計と総数とが合わない場合がある。

※ 自主財源比率、及び義務的経費比率の人口一人当たりの差異の単位Pはポイントのこと。

注1. 普通会計決算額を基礎として作成しており、会計の範囲は地方財政状況調査の普通会計関する部分と同一であり、経費区分及び財源区分についても合致するものである。

(普通会計:公営企業会計、国民健康保険事業会計等を除き純計して一つの会計とみなしたもの。)

注2. 平成13年度から15年度までは合併前旧1市4町普通会計決算の単純合計、16年度以降は新市純計決算額。

注3. 人口一人当たり額において基礎とした人口は、平成18年3月31日現在の住民基本台帳登録人口(290,364人)である。

注4. 類似団体数値は、全国36中核市のうち、人口30~40万人規模で合併等の特殊事情のない8市の平均値を採用している。

注5. 16年度決算から新市(新団体)となるため、16年度単年度収支に前年度収支(旧団体)は反映されない。

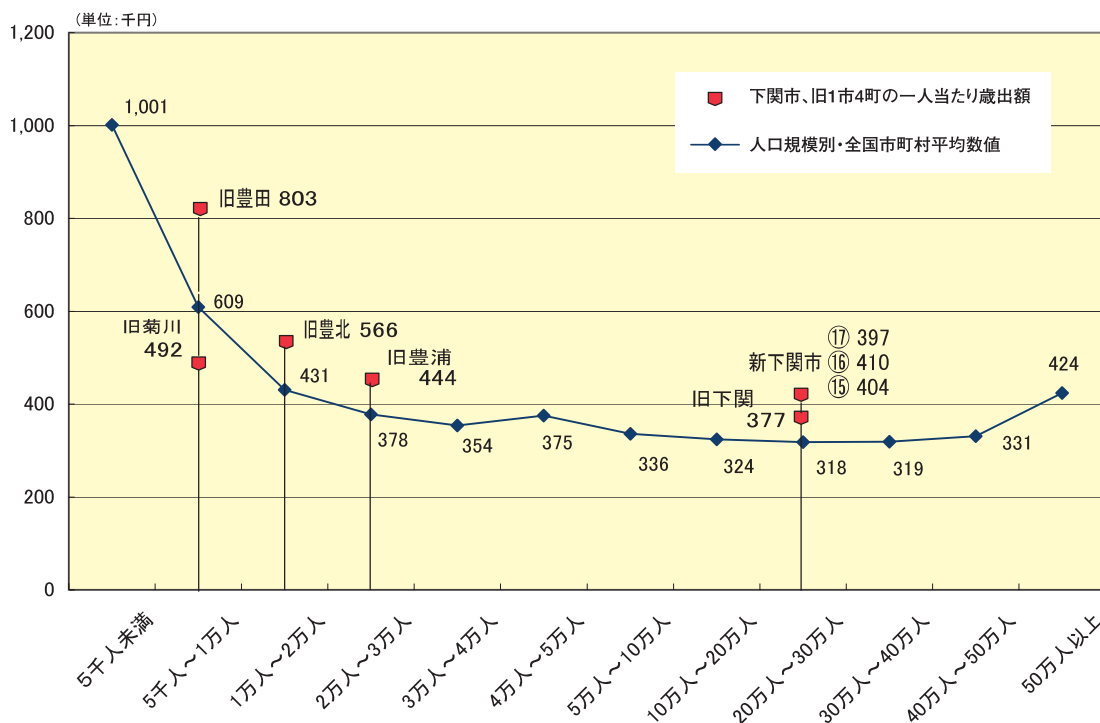
## 別表(つづき)

### 〔自主・依存財源比率〕

		平成15年度決算						16年度	17年度	
		旧下関	旧菊川	旧豊田	旧豊浦	旧豊北	旧1市4町合計	下関市	下関市	類似団体
自主財源	自主	47.3%	30.5%	29.4%	26.2%	23.0%	42.8%	45.7%	44.4%	57.2%
依存財源	依存	52.7%	69.5%	70.6%	73.8%	77.1%	57.2%	54.3%	55.6%	42.8%

※合併前旧1市4町平成15年度普通会計決算は単純決算であり、15年度旧1市4町合計以降の数値は新市純計決算。

### 〔人口一人当たり歳出額〕



※折れ線は平成15年度市町村決算状況調べによる全国平均数値。

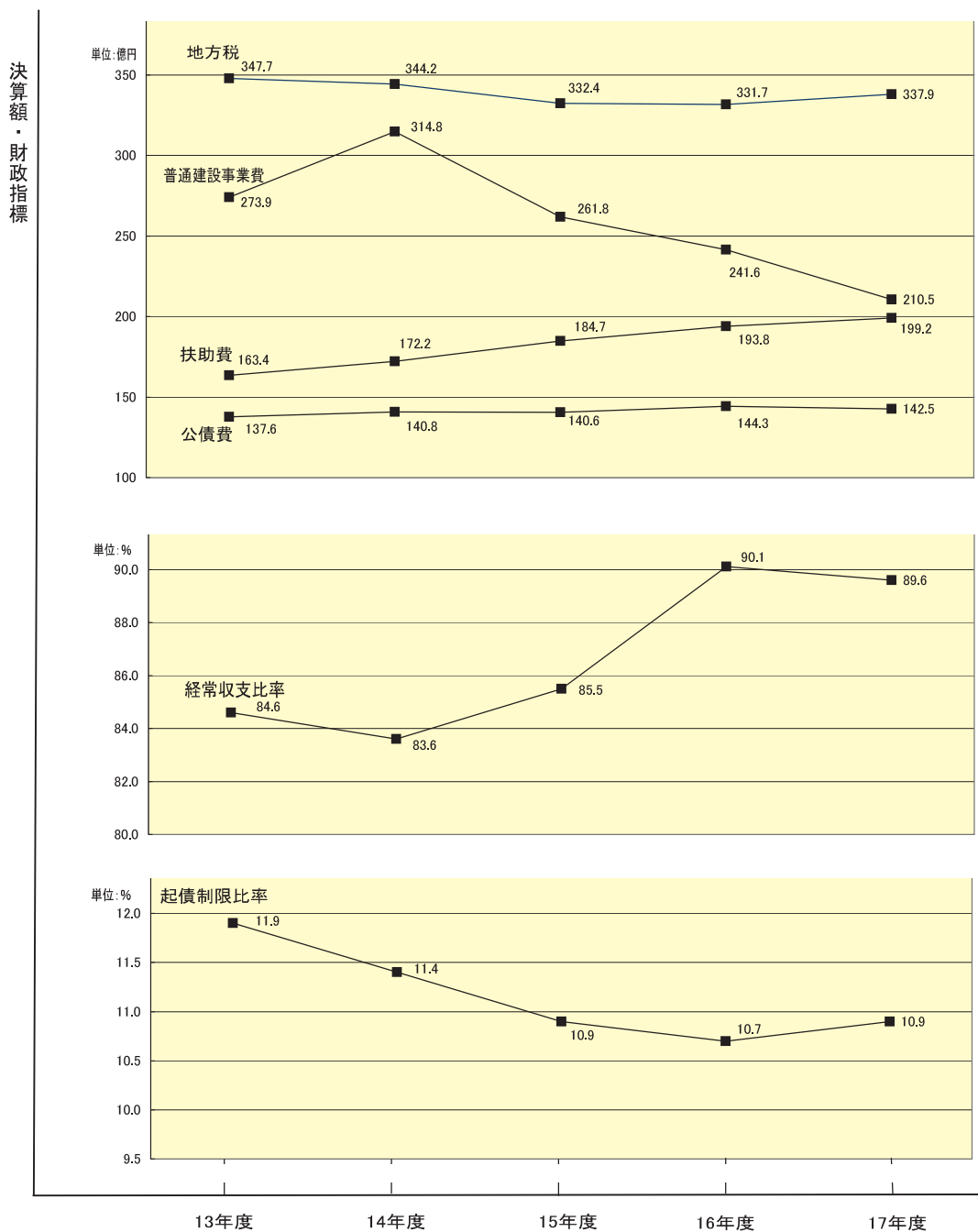
※旧1市4町数値は平成15年度決算数値。

※新下関市数値のうち平成15年度数値は、合併前旧1市4町決算数値を純計したものの。

※⑮、⑯、⑰はそれぞれ平成15年度、16年度、17年度決算数値。

## 別表(つづき)

### 〔決算額・財政指標〕



※普通会計決算額を基礎として作成している。

※平成13年度から15年度までの決算額は合併前旧1市4町普通会計決算額の単純合計であり、財政指標は加重平均としている。



## 第4節 人権教育・啓発活動の充実

### 《現状と課題》

一人ひとりが、基本的人権を深く認識し、お互いの人権についてお互いに尊重しあうという意識が社会全体及び生活の隅々まで浸透した、人権感覚の豊かな社会を築くため、行政の果たすべき役割は大変重要です。

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、平成12年に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律<sup>1</sup>が施行されています。

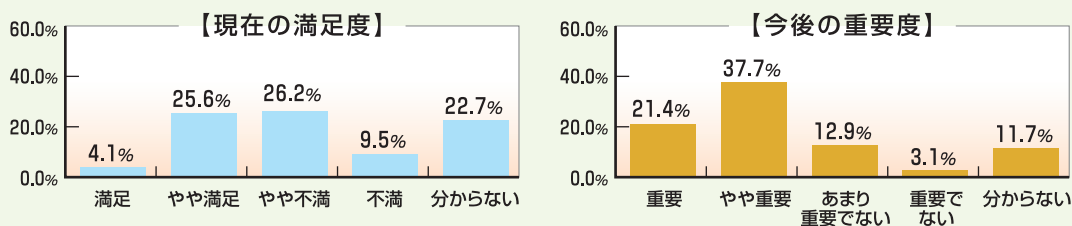
そのため本市では、県の人権推進指針を踏まえ、人権意識の高揚を図ることを目的として人権教育講座や研修会を開設してまいりました。

また、合併に伴い、人権教育を総合的かつ効率的に推進するための行政組織として人権教育推進委員会を新たに設置いたしました。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨に基づき、今日の幅広い人権諸課題について、人権擁護委員協議会及び法務局等の関係諸団体との連携を図りながら、お互いの基本的人権が尊重される「住み良い、心豊かな社会」の実現を目指して総合的に取り組む必要があります。

■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度 (回答者…2,430人)

#### 地域交流活動、普及啓発活動などの充実



### 《基本方向》

- 生涯学習<sup>2</sup>の視点に立ち、人権教育・啓発の取り組みを行うため、推進体制の整備充実や指導者の育成、教材の開発、学習プログラムの作成等、さまざまな場を通じてその推進を図ります。

<sup>1</sup> 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律: 人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにした法律。平成12年11月に制定された。

<sup>2</sup> 生涯学習: 自己の啓発や充実のためや、生活の向上、職業上の能力の向上などのために、自分の自発的な意志に基づいて、自分に適した手段や方法によって生涯にわたって行う学習活動のこと。

## 《施策体系図》

人権教育・啓発活動の充実

人権意識の高揚と社会参加の促進

## 《各事業の方向》

### 1 人権意識の高揚と社会参加の促進

#### (1) 地域交流活動の充実

市民の人権意識の高揚と社会参加の促進を図るため、地域交流活動を促進するための環境づくりに努めます。

#### (2) 普及啓発活動の充実

市民に人権問題に対する正しい認識を広め、お互いに認め合う人権感覚を培い人権尊重思想の普及と高揚を図るため、講演会、シンポジウム<sup>3</sup>、パネル展等の開催、人権に関する標語・作文・ポスター等の展示を行い、地域に密着した多様な人権啓発活動を推進します。

#### (3) 国・県等関係機関との連携の強化

本市の人権教育推進委員会や下関人権啓発活動地域ネットワーク<sup>4</sup>協議会、国・県等の関係諸機関と連携しつつ、人権教育・啓発活動を推進します。

## 《主要な事業》

事業	事業概要	事業主体
人権意識の高揚と社会参加の促進	地域交流活動の充実 普及啓発活動の充実 国・県等関係機関との連携の強化	市 市 市

<sup>3</sup> シンポジウム:一つの問題について、数人の人が意見を発表し、それについての聴衆の質問に答える形で行われる討論会。公開討論会。

<sup>4</sup> ネットワーク:網状につながったもの。またはつながりのこと。

## 第5節 男女共同参画の推進

### 《現状と課題》

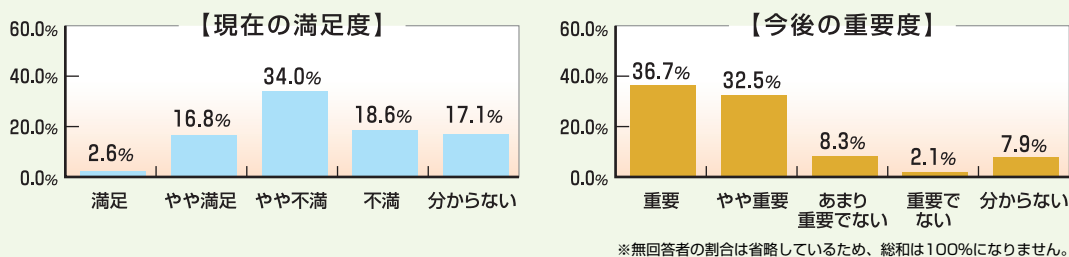
さまざまな社会制度や慣習の中には、性別による固定的役割分担を前提とするものがみられます。男女が互いに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に関する意識の啓発・普及が求められています。

雇用等の分野で、男女がそれぞれの能力を発揮するためには、性別にかかわらず均等な機会と適正な待遇が確保されるとともに、就業環境の整備や社会的支援体制の充実が必要です。また、男女が仕事と育児や家族の介護を両立できるような条件整備が望まれています。

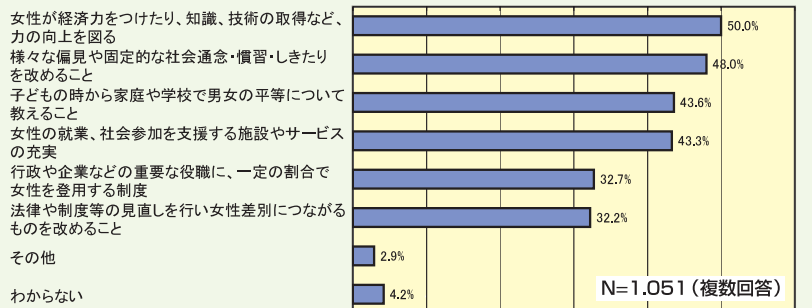
さらに、男女が社会の対等な構成員として、家庭や職場、地域社会などあらゆる分野における男女の共同参画の推進が必要です。

#### ■ 市民アンケート調査結果による施策の満足度・重要度 (回答者…2,430人)

##### 就業環境の整備、仕事と家庭の両立支援など



#### ■ 男女平等のために重要なこと



資料：「下関市男女共同参画に関する市民意識調査」(平成17年8～9月)

### 《基本方向》

○ 男女が互いに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画計画を策定し、男女が共に自立し責任を分かち合うことのできる社会を目指す条件整備をはじめ、男女平等意識の啓発等に取り組みます。

## 《施策体系図》

男女共同参画の推進

男女共同参画の推進

## 《各事業の方向》

### 1 男女共同参画の推進

#### (1) 総合的な推進体制等の整備

平成18年3月に策定した「下関市男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画推進本部及び同協議会を活用し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

#### (2) 男女共同参画社会の形成

男女が共に能力の発揮できる社会の実現に向け、市民一人ひとりの男女平等意識の普及・啓発活動を強化します。

また、就業環境や社会的支援体制の整備に努め、地域・職業生活と家庭生活の両立を支援します。

地域における市民活動をはじめ、あらゆる分野における施策・方針決定過程等への共同参画を推進します。

平成18年10月に本市で開催された日本女性会議<sup>1</sup>を踏まえ、広域的な連携を図りつつ男女共同参画社会の実現に努めます。

## 《主要な事業》

事業	事業概要	事業主体
男女共同参画の推進	<b>総合的な推進体制等の整備</b>	
	• 男女共同参画基本計画の推進	市
	• 男女共同参画推進本部の運営	市
	• 男女共同参画協議会の運営	市
	<b>男女共同参画社会の形成</b>	
	• 男女平等意識の啓発活動の強化	市
• 男女が共に能力の発揮できる就業環境、支援体制の整備	市	
• 仕事と家庭の両立支援	市	
• 地域活動、政策決定過程等への共同参画の推進	市	

<sup>1</sup> 日本女性会議: 1975年の「国際婦人年」と、これに続く「国連婦人の10年」を記念して、行政だけでなく市民の側からも男女共同参画社会を目指すため1984年から始まった会議。